

東北医療機器協会 会費規定

(総則)

第1条 この規定は、東北医療機器協会(以下「当協会」という)定款第6条の3項の各会費および入会金に関し必要な事項を定める。

(入会金)

第2条 入会が決定した者は、遅滞なく所定の入会金を納入しなければならない。ただし、継承することによる場合は、この限りでない。

- (1) 入会金は、東北医療機器協会指定の銀行口座に振り込むものとする。
- (2) 入会金の額は、30,000円とする。
- (3) 但し、本社が正会員である場合、その支店・営業所は准会員となり免除となる。

(会費の種類)

第3条 この規定で定める会費は、次の項目に該当する通りとし、会費は毎年納入しなければならない。

- (1) 当協会会費(各県協会会費・医器販協 団体会員会費 1社年額 20,000円を含む)

—事業所常勤役員を含む従業員数

A	年額 1人から 4人まで	40,000円
B	年額 5人から 10人まで	60,000円
C	年額 11人から 20人まで	84,000円
D	年額 21人から 50人まで	120,000円
E	年額 50人から	150,000円

但し、本社が正会員である場合、その支店・営業所は准会員となり半額とする。

(会費の不返還)

第4条 既納の会費は、その理由の如何を問わず返還しない。

(会費の事業年度)

第5条 本規定第3条で定めた会費の有効期限は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

2項 入会が前項の定める年度の途中であっても、年会費として納入しなければならない。

(規定の改正)

第6条 本規定の改正は、当協会総会の審議を経て行うことができる。

(附則)

(平成24年6月22日)

この規定は平成24年4月1日より執行する。